

【レポート】

2019年12月12日、川崎市議会において「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」が全会派一致で可決、成立しました。この条例は、国の差別解消三法「障害者差別解消法」（2016年4月1日施行）、「部落差別解消法」（2016年12月16日施行）、「ヘイトスピーチ解消法」（2016年6月3日施行）の制定を受けて、市民生活レベルで起きる人権侵害をなくすために制定したのですが、とりわけ市内で頻繁に起きている主に在日コリアンに対するヘイトスピーチによる人権侵害について刑事罰を適用するという画期的な条例になっています。

条例は翌2020年7月1日に完全施行され、施行後は、駅頭などでの露骨なヘイトスピーチは少なくなっていますが、ヘイト団体による在日コリアンをはじめとする外国ルーツにつながるマイノリティ市民をターゲットにしたヘイト街宣は、現在も続いています。また、インターネットによる卑劣な誹謗中傷は減少するどころか増加しています。

本レポートは、川崎市のヘイトスピーチ解消に向けた取り組みの歴史的背景や経過などを報告し、市、市議会、市民がそれぞれ取り組んできたことをレポートします。

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」 制定と今後の課題

神奈川県本部／川崎市職員労働組合・川崎地方自治研究センター・
ヘイトスピーチを許さないかわさき市民ネットワーク

1. 川崎市の条例制定

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」は2020年7月1日に全面施行され、条例は、前文で「すべての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、この条例を制定する」と明記された。川崎市は様々な人々が集まって発展してきたことによる「多様性」を誇りとしながら、「あらゆる差別を許さない」との決意をもって、条例の理念を広く市民に浸透させ、差別を生まない土壌を築く取り組みを進めるとしている。

2. 歴史認識 日韓併合から強制連行

日本は、1910年の「日韓併合」から1945年の終戦までの36年間、武力を背景に朝鮮半島を植民地支配し、徹底した「同化政策（文化・生活習慣・言語など）」を行った。

さらに日本の中国大陸への本格的な侵略によって、朝鮮の人々は貧困と失業状態が拡大し、多くの人びとが日本へ職を求めてやってきた。

そして、日中戦争の泥沼化と太平洋戦争突入による労働力の不足を補うために1939年に「強制連行」がはじまった。朝鮮人に有無を言わず、70万人もの人びとが強制的に連行され、鉱山や土木事業などで低賃金と激しい民族差別のもとに過酷な労働に従事させられた。

3. 川崎市の歴史的背景

（1）関東大震災から、戦前の川崎

1923年9月1日相模湾沖で発生したマグニチュード7.9の地震は、神奈川県、東京府（当時）に甚大な被害をもたらした関東大震災の発生直後、朝鮮人が放火や井戸に毒を入れたなどのデマが流れ、治安

維持を強化するために自警団が組織され、官憲や自警団などによりおよそ6,000人とも7,000人ともいえる朝鮮人が虐殺された。川崎では、日本人2人を含め8人が虐殺され4人が暴行をうけた。一方で、命を狙われていた朝鮮人およそ180人を、当時の田島町の助役らが保護・収容していたことが判明している。

韓国併合の後から、川崎に朝鮮人が移住し始め、関東大震災後の復興のため砂利の需要が高まり、多摩川沿岸で砂利の採取が行われ多くの朝鮮人が集められ、過酷な重労働をさせられた。川崎市南部では、工場の建設にも朝鮮人の労働者を多く雇い入れ、飯場を基礎に集住地域がいくつか形成されていった。太平洋戦争期は徴用で臨海部の軍需工場には多くの朝鮮人が戦時労働動員された。

(2) 戦後の川崎

終戦後、多くの朝鮮人が帰国をしていったが、さまざまな事情で帰国できなかった人が川崎での生活を余儀なくされた。それを頼って地方から「在日同胞」が川崎に集まり、川崎区の池上町や浜町、桜本などの地区に住み続ける人が増えていった。

戦後復興、高度経済成長と再び日本経済をけん引するようになった川崎市の臨海部地域は京浜工業地帯の中心であり、当時から大気汚染や水質汚濁などの環境悪化があつて住むには十分とはいえる状況ではなかった。しかし、外国人には住居を貸さないなど歴然とした入居差別があり、この地に住み続ける選択肢しかなかった。

(3) 差別闘争運動、教育の保障

1970年にあつた「日立就職差別裁判闘争」は、在日コリアンの青年が日立製作所の採用試験に合格したが、その後、在日コリアンであることを会社側が知った後に、採用を取り消された差別事件。青年は納得がいかず、日立を相手に訴訟を起こした。この裁判闘争を共にたたかったのは、日本人と在日コリアンの20代くらいの若い人たちが中心だった。

裁判は1974年に原告の全面勝訴で確定する。この裁判闘争の運動はその後、市営住宅入居の国籍条項の撤廃（1975年）、児童手当の支給開始（1975年）を求める要望書を川崎市に提出するなどへと発展し、要望が採択されるなどの成果を上げている。

教育の場での子どもたちの学習権の保障、民族教育の保障を求める要請なども取り組まれた。これらの行政への働きかけは、『桜本保育園』の立ち上げと、運営を担う社会福祉法人として設立・認可された『青丘社』が中心となり、行われた。

当時、在籍する外国ルーツの園児のほとんどが在日コリアンだった桜本保育園では、園児に本名（民族名）を名のらせる運動を展開していた。しかし小学校入学時に通称名（日本名）で通わなければ差別されるなどの事件が続いていた。教育委員会と市民団体とで、差別認識に対する議論が交わされ、教育委員会も差別が存在することを認めて1986年、「川崎市在日外国人教育基本方針——主として在日韓国・朝鮮人教育——」が制定された。

その方針では、「在日コリアンが日本社会の中で人間らしく生きていくこと」「自らのアイデンティティを誇りとして生きること」ができる地域づくりや教育が実践される場を求める要望が行政に対して提出され、地域住民との話し合いや行政との協議を繰り返しながら、「在日コリアンのためだけではなく、地域に住んでいる誰もが集い、交流をする中で、少しずつ地域社会を住みよいものにしていくこと」をめざす施設として1988年に『川崎市ふれあい館』が開設された。

(4) 革新市政

1971年、伊藤三郎市長が誕生し、川崎も革新自治体のひとつとなった。伊藤市長は就任後に、公害対策に取り組むとともに「人間都市・川崎」を掲げた。

1980年代半ばの指紋押捺拒否者への対応は、外国人登録手続きに関わってきた川崎市職員を中心に、外国人登録法への疑問を呈し、川崎市職労は全庁的にこの問題に取り組むとともに警察に対する抗議デ

モや拒否者支援の活動を推進した。

1985年2月に「指紋押捺拒否者を告発しない」と伊藤市長は発言し、翌月の議会において「法も規則も人間愛を超えるものではないとの判断に立ち至った」とその理由を述べた。

この発言は議会内でも大きな波紋を呼び、反対している政党も多くあったが、市長は自らの発言を撤回することなく、「人間都市・川崎」という政治的信条を貫き通した。

この動きは全国的に波及し、段階的に法改正が行われて、2000年4月1日の施行により、すべての外国人への指紋押捺義務が廃止された。

4. 川崎市外国人市民代表者会議

外国人市民の市政参加・参画は、地方参政権への根強い反対論などもあり具体策が見えなかったが、1989年に就任した高橋清市長は、1994年3月の議会での質問の回答で「地方レベルで参政権実現を盛り上げ、国に認めさせることが必要であり、市議会に準ずる形で外国人市民の代表者会議を設置するなど市独自の取り組みを検討していく」との意向を明らかにした。その後、川崎市議会は「定住外国人の地方参政権の確立に関する意見書」を1994年10月に採択して、「仮称・外国人市民代表者会議調査研究委員会」が設置されることになった。委員会は1996年4月に報告書を提出し、同年12月に代表者会議が条例で設置された。代表者会議の設置目的は、「外国人市民の市政参加を推進し、もって相互に理解しあい、ともに生きる地域社会の形成に寄与する」（条例1条）とされている。代表者会議は、市のすべての外国人市民の代表者として26人以内で構成され、2年間の任期の中で教育、情報、住宅、福祉、国際交流、市政参加、防災等に関する提言を出し、市長は提言を尊重し、全庁的な会議である人権・男女共同参画推進連絡会議で協議し、担当局を中心に施策に反映するよう取り組んでいる。

5. 伊藤・高橋市政から阿部市政へ

2001年、高橋市長を破り、阿部孝夫市長が誕生した。阿部市長は「財政危機」を宣言して緊縮財政を強調した。これまで展開してきた独自施策についての縮小などは行われなかったが、新たな予算を伴う施策展開も打ち出されなかった。外国人市民については就任直後、産経新聞社の月刊誌『正論』での編集長との対談で、「外国人は準会員」発言が飛び出し、抗議を受けたこともあった。

一方で人権施策推進指針を踏まえて、2005年3月には「外国人市民は共にまちづくりを担うかけがえのない一員であるとの視点から、人権を尊重し、共に生きるまちづくりをすすめる」として「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定した。

指針では、多文化共生社会の実現に向けた基本的な考え方と施策の具体的推進内容を示し、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現において、人権の尊重、社会参加の促進、自立に向けた支援の3つの基本理念を掲げた。

6. ヘイトスピーチのはじまり

国内におけるヘイトスピーチの歴史は、関東大震災直後からの朝鮮人を排除・おとしめるような流言で朝鮮人虐殺が行われはじめる頃までさかのぼることもできると思うが、近年のヘイトスピーチの台頭は1990年頃から北朝鮮の政治と日韓関係の悪化を理由に、朝鮮学校生徒への攻撃として始まった。大都市を中心にヘイトデモが多発して、これに対するカウンターによる組織的な抗議行動が広がるのは、2013年の大阪・鶴橋や東京・新大久保でのヘイトデモの頃からと想定される。

川崎市でも同様に、2013年5月頃より川崎市役所・川崎駅周辺におけるヘイトスピーチ・ヘイトデモが始まり、聞くに堪えない過激な言葉の挑発が繰り返し行われた。そして2015年11月8日、11回目のヘイトデモにおいては、在日コリアンが多く住む桜本をめざした行動であることを知ることで、「桜

本には入れさせない」「子どもたちや高齢者にヘイトスピーチを聞かせない」との思いのもとに抗議集会や抗議行動が呼びかけられ、約500人が集まり桜本地区にヘイトのデモ隊を入れさせなかった。

7. 「市民ネットワーク」の結成

ヘイトデモは2016年1月31日にも計画、告知、実行された。デモ参加者は、60～70人、カウンター行動には約1,000人が集まった。ヘイト側は、富士見公園で集会を開き、警察に守られながら、桜本に向かってきたため、桜本地区の入り口の交差点でカウンターはシットイン行動を実施、桜本への侵入を食い止め、デモコースを変更させた。

一方でこの日のヘイトデモ告知に危機感を持った当事者団体や市民団体は、ヘイトスピーチは「ともに生きる」ことを実践してきた桜本への挑戦であり放置できないとして、1月23日に「川崎でのヘイトスピーチを許さない！【オールかわさき】市民集会」（約300人参加）を開催し「『ヘイトスピーチを許さない』かわさき市民ネットワーク（＝市民ネットワーク）」を発足させた。賛同団体は市民団体や地元の商店街など幅広く多数集まり、川崎市職員労働組合も構成メンバーとして参加し、以後、事務局会議に参加し続けている。

1月31日のヘイトスピーチデモを阻止しようと1月23日、「川崎でのヘイトスピーチを許さない！オールかわさき市民集会」を開催した。在日コリアン一世やコリアンルーツの中学生も声を上げ、この問題を継続的に追っていた地元紙の神奈川新聞や多くのメディアにも取り上げられた。

その後も市民集会を重ね、ヘイトスピーチが憲法に保障される表現の自由として許されるものではないこと、川崎・桜本が積み上げてきた「ともに生きる」まちの歴史などについて学習を進めてきた。

市職労は2016年3月11日に市長にあてて、被害実態の調査把握、市としてヘイトスピーチを許さないという明確な態度の表明、ヘイトスピーチの抑止・拡散防止に向けた条例制定の3点を求め申し入れを行った。

8. 川崎市長による公園使用申請不許可処分、デモ当日

これまで繰り返されてきたヘイトスピーチデモに対して、市には「公園などの使用許可を出すのはおかしい」との声も寄せられると同時に「規制するのはおかしい、表現の自由・集会の自由の侵害になる」との意見も寄せられていた。何をヘイトスピーチとするのか、さまざまな議論が行われていたが、2016年5月24日に国会で「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（＝ヘイトスピーチ解消法）」が成立（同年6月3日施行）したことを受け同年5月31日、福田紀彦市長は、6月5日の公園使用許可申請に対し不許可の処分を行った。

新しく成立した法を根拠として「不当な差別的言動から市民の安全と尊厳を守る」ため不許可処分とした。この処分決定には差別に「中立」はありえず、行政は「差別を許さない」と明確に示すことが重要との視点から好意的に受け止められることも多かったが、抗議や反対の声も多く寄せられた。さらに6月5日に川崎区内で予告しているデモについて、桜本を拠点とする社会福祉法人青丘社が5月27日、事務所の半径500メートル以内、ヘイトデモを禁止する仮処分を横浜地裁川崎支部に申し立て、6月2日にデモ行為禁止の申し立てを認める決定が出された。

ヘイト団体は6月5日のデモを川崎駅周辺で行うとしていたが断念し、中原区の平和公園に変更して、予定どおりにヘイトデモを行うと告知した。

6月5日当日、ヘイトに反対する数百人のカウンターがヘイトデモ主催者を取り囲み、シットイン行動をしてヘイトデモ中止に追い込んだ。

このデモで警察の対応が変わったことも印象的だった。それまで、カウンターの人々を強制的に排除し、ヘイトデモ参加者が暴力行為に出ても、静止や仲裁を行うことがなかったが、カウンターの人たちにも「デモは中止になりました、速やかに歩道に上がってください」など車上から呼びかける対応をし

た。

9. 「市民ネットワーク」が市に条例制定の申し入れへ

2017年7月16日、川崎市中原区の武蔵小杉駅付近でヘイトデモが行われた。14回目となるヘイトデモは、中原平和公園を出発する予定であり、公園周辺には朝から数百人の市民がデモに反対するために集まっていた。警察官も大勢配置されヘイトデモが公園付近から出発するものと思われていた。しかし公園から500mほど武蔵小杉駅に進んだ場所からデモを開始し、数分後に追いついたカウンターの人たちによって阻止された。マイクロバスで乗り付け300mほど歩き、マイクロバスで走り去った。

このデモを重く受け止め、「市民ネットワーク」は8月7日に川崎市に人種差別撤廃条例制定を求める要請書を提出、市議会への陳情、街頭署名などを行い、インターネットやヘイトデモで行われている差別の実態を伝え、「行政の力で食い止めてほしい」と訴えた。

また、「ヘイトクライム（憎悪犯罪）がいつ起きてもおかしくない状況が続いている」として、差別を禁じる条例の早期制定を求めた。

10. 川崎市へ声明文

2018年6月3日、川崎市教育文化会館でヘイト団体が講演会を計画し、川崎市が会館の使用を許可した。これを受け「市民ネットワーク」は川崎市の対応を非難する声明文を発表した。

集会は市民の抗議活動で中止となり、声明文では「市が不許可にしないなら、市民が盾になるしかない。目の前で引き起こされようとしている人権侵害を食い止めようというやむにやまれぬ行動、正当防衛に他ならない」とし、この問題は、集会の自由や表現の自由ではなく、差別の問題であると断じた。

11. 川崎市のヘイト禁止条例案可決・成立

2019年12月12日、公共の場でヘイトスピーチを繰り返したものに50万円以下の罰金を科す全国初の刑事罰規定を盛り込んだ条例が、川崎市議会の全会派一致で可決された。川崎市は、表現の自由への配慮と実効性の確保の両立をめざし、条例では、禁じる差別行為について、対象、場所、内容、手段を具体的に示しているほか、「勧告」「命令」の効力を6か月とし、「公表」の前には、必ず専門家による審査会の意見を聞くことになっている。市議会では条例の対象外となる市民であっても、不当な差別的言動により、著しい人権侵害が認められれば必要な措置などを検討するよう付帯決議が付けられた。

条例可決後の2020年1月、多文化交流施設「川崎市ふれあい館」に在日コリアンの抹殺を扇動する内容の年賀状が届いた。さらに27日には、川崎市職員宛てに「川崎市ふれあい館」の爆破予告と在日コリアンに危害を加えることを予告するなどのヘイトクライムが発生した。

12. 条例の全面施行と今後の課題

ヘイトスピーチに刑事罰を科す「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」が2020年7月1日に全面施行となった。規制の対象の言動は、特定の国や地域の出身を理由に地域からの退去や危害を加えることを扇動したり、侮辱したりするもの。

全面施行後も、たびたび川崎駅前を中心にヘイト街宣行動が繰り返され、川崎市は予告されたヘイト街宣に職員を派遣し監視するなど条例に基づく対応を進めている。

ヘイトに反対する市民団体の動きでは、無告知で行われるヘイト街宣を監視し、ヘイト団体の居場所をつくらせないために川崎駅前本を読みに来る「川崎駅前読書会」が2020年12月27日から毎週末に、非暴力手法で活動し、読書という文化でヘイトスピーチに対抗している。こちらの活動は間もなく400

回を迎える。

条例施行から4年が経過し、川崎駅前でのヘイト街宣は人数も場所も縮小しているが、ほぼ2か月に一度のペースで継続しており、市の条例による勧告を受ける言論は巧妙に避けながらマイノリティへの攻撃を続けている。

このヘイト街宣に対して各地から大勢のカウンターグループ、個人が参集し、拡声器を使って抗議し、太鼓を打ち鳴らすなどしてマイノリティ市民にヘイトスピーチを聞かせないようにしている。川崎市職労も参加する「市民ネットワーク」は、びらを配布してヘイトの規制を訴えている。「ヘイトも反ヘイトもどちらも変わらないじゃないか」という声を聞くこともあるが、差別言動を、通行する市民や川崎に来た人に聞かせられない、特に子どもたちには絶対に聞かせたくない卑劣な言動であり、ヘイトを許さない行動への理解をさらに広げていきたい。

インターネット上のヘイトスピーチ対策については、インターネットの掲示板などへの、差別的書き込みで被害当事者などの市民から市に削除要請があった場合、「川崎市差別防止対策等審査会（＝審査会）」で議論され、差別投稿と認められた書き込みは市による公表とインターネットプロバイダー事業者に対して書き込みの削除要請がされるようになった。しかし、現在、インターネット上のヘイトスピーチは罰則の対象外であり、削除要請でしか対策がないのが実情であり、実効性のある法整備を早急に行うことを求めている。いかなければならない。

13. 「祖国へ帰れ」は差別表現 削除要件にも影響

2016年から数年間にわたりインターネットでの差別投稿の被害を受けていた在日コリアン3世の市民がインターネット上の人権侵害を訴えた訴訟（＝ネットヘイト訴訟）で2023年10月12日に全面勝訴した。原告弁護団は、「被告の『祖国へ帰れ』という投稿は、原告を地域社会から排除する差別的言動だと裁判所が判断した」と述べた。

この判決が、差別的な書き込みの判断にも影響を与えている。2023年10月に審査会が削除を要請した投稿について市は、一見でいぬいな言葉であっても差別扇動が文脈上明らかなものは削除の対象とした。「帰ったらいかがですか」という表現も「祖国へ帰れ」と同然の典型的なヘイトスピーチ。在日コリアンをはじめとする外国ルーツの人たちが最も苦しめられてきた表現だ。2023年12月21日の時点で差別的な書き込み148件について審査会に諮問。市は全て削除要請しており、既に2022年の約5倍となっている。

2024年5月には審査会が「帰れ」など特定の在日コリアン市民をおとしめる投稿104件をヘイトスピーチと認定した。1度の認定数としては過去最多となる。市はこれを受け、同月中にインターネットプロバイダー事業者に削除要請する。

最後に

労働組合として市民とも連携し、共に運動していくことの大切さを実感している。川崎市職労の運動方針には、「条例の主旨のもとで市職労組織として高い人権意識を持つために取り組みを進める」とある。労働組合として何が出来るかを考え、地域の市民団体と連携し、すべての差別を許さないたたかいに取り組んでいきたいと思っている。

（1） 社会福祉法人青丘社

川崎市南部の工場地帯に隣接する地域を拠点に、地域を大切に活動する活動を基本に行政と連携して、保育、児童館、社会教育、高齢者福祉、障害者福祉など、生活者の立場に立った包括的な事業実践を担う地域福祉ネットワークとして1973年に設立。

主な事業は1974年4月から認可保育園の桜本保育園を運営。76年4月から学童保育事業を川崎市から

受託し「学童保育ロボの会」を運営。88年6月に児童館と社会教育の統合施設として「川崎市ふれあい館」がオープンし運営。2001年10月に高齢者居宅・訪問介護事業所として「おおひん地区まちなかほっとライン」を開設し運営。2004年2月に高齢者・障がい者支援事業「生活サポートネットワークほっとライン」が開設。そのほか、外国につながる中高生の学習サポート事業、翻訳・通訳派遣事業など多岐にわたる事業を展開している。

(2) 川崎市ふれあい館

日本人と韓国・朝鮮人を主とする在日外国人が、市民としてこどもからお年寄りまで相互にふれあいをすすめることを目的として1988年6月にオープン。基本的人権尊重の精神に基づき、差別をなくし、共に生きる地域社会を創造していくため、こども文化センターと、ふれあい館を統合施設として川崎市が設置。社会福祉法人青丘社が、川崎市から受託運営している。

(青丘社・ふれあい館とも説明はホームページから抜粋)